

林業退職金共済制度の手続

令和 3 年 10 月改訂

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

目 次

制度のあらまし	1
1. 林業退職金共済制度に加入するとき	2
2. 新しく林業従事者をやとったとき	3
3. 共済証紙を購入するとき	3
4. 共済証紙の貼りかた	4
5. 共済手帳に共済証紙を貼り終ったとき	4
6. 林業従業者が事業所をやめたとき	5
7. 退職金を請求するとき	6
8. 共済手帳を紛失したとき	7
9. 被共済者氏名などが変わったとき	7
10. 共済契約者証を紛失したとき	8
11. 事業所の所在地や名称が変わったとき	8
12. 事業所が林業をやめたとき	9
13. 発注官公庁等から掛金収納書の提出を求められたとき	9
共済証紙取扱金融機関一覧表	10
支部一覧	11

制 度 の あ ら ま し

林業退職金共済制度は、昭和 57 年 1 月より、中小企業退職金共済法によって、林業の作業現場で働く林業従事者の福祉対策の一環として設けられました。この制度の特色は、林業従事者が事業所を転々とかえても、林業という一つの業種に就労する特殊な雇用形態を考慮し、林業に従事しなくなったとき、各事業所で雇用した期間を全部通算して退職金が支払われる、いわば林業界内の退職金共済制度です。

退職金の掛金は、事業主が林業従事者の持っている「共済手帳」に「共済証紙」を就労日数に応じて貼付し、消印することによって納付されます。また、この事業主が負担する掛金については全額免税措置が講ぜられているほか、新たに加入した従事者について最初に交付される共済手帳に貼付する証紙 204 日分のうち 62 日分が免除され、事業主負担が軽減されますので大変有利な制度となっています。

さらに、本制度は特にこの法律によって設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部が全責任をもって運営していますので、安全かつ確実です。

退職金の額は、貼付された「共済証紙」17 日分を 1 ヶ月とし、その納付月数により次のように支給されます。

退 職 金 早 見 表

納付年数	金 額	納付年数	金 額	納付年数	金 額	納付年数	金 額
2 年 (24 月)	(円) 191,760	6 年 (72 月)	(円) 576,527	10 年 (120 月)	(円) 970,146	30 年 (360 月)	(円) 3,023,017
3 年 (36 月)	(円) 287,640	7 年 (84 月)	(円) 673,318	15 年 (180 月)	(円) 1,484,862	35 年 (420 月)	(円) 3,531,181
4 年 (48 月)	(円) 383,616	8 年 (96 月)	(円) 770,716	20 年 (240 月)	(円) 1,998,699	40 年 (480 月)	(円) 4,039,345
5 年 (60 月)	(円) 479,976	9 年 (108 月)	(円) 870,431	25 年 (300 月)	(円) 2,514,853	45 年 (540 月)	(円) 4,547,509

(注) この早見表は、令和 3 年 10 月から掛金日額 470 円ではじめた人の場合で、証紙 204 日分を 1 年と換算して計算した退職金の額です。

または、各都道府県の林退共支部（林退共支部一覧 12 頁参照）においてある「林業退職金共済契約申込書」及び「印章の印影届」を印刷し、記入して下さい。

様式 第 004 号 R5 ダウンロード専用用紙	印章の印影届
林業退職金共済事業本部 殿	
令和 年 月 日	
共済契約者番号	り
申請者（共済契約者） 住所	〒 -
共済事業本部	ご担当部署 役職・氏名 電話番号 FAX番号

下記のとおり、共済手帳に貼付した共済証紙の消印に使用する印章の印影をお届けします。

(注意) 1 消印につきましては、事業主名および年月日が入ったものをご使用ください。
 2 ゴム印、スタンプ等でも可。

消印の例

〇〇森林組合

2019.04.01

△△木材(株)

2019. 4. 1

支那受付日付印

(3) 退職金共済契約がむすばれますと「共済契約者証」(茶色)が交付されます。

林業退職金共済契約者証	
契約成立年月日	共済契約者番 号
	り -
住所	殿
共済契約者の名称	
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1の24の1 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部	

⑥ 林業従事者が事業をやめたとき

なお、「共済手帳」をその従事者に渡せなかったときは、「共済手帳返納届」を記入し、その共済手帳を添えて支部に返納して下さい。

様式 第005号 R5 ダウンロード専用紙	証紙貼付満了による手帳更新申請書
林家追継金共済事業本部 殿	
共済契約者番号 	今回申請人数 人
申請者住所 	ご所属部署
申請者氏名 	役職・氏名
申請者印 	電話番号
申請者印 	FAX番号

(注) 手帳更新者が6人以上の場合(申請書が複数枚におたき)は、2枚目以降1枚約申請者人数枚を記入してください。

直ぐ更新記入へ

証紙貼付満了のため共済手帳の更新手続を申請します。		手帳交付年月日		令和	年	月	日
手帳番号欄に記入して下さい。		手帳に貼付した手帳の証紙貼付日数	手帳に貼付した手帳の証紙貼付日数				
No.	被共済者番号	氏名	年齢	性別	年齢	性別	備考
被共済者の住所							
1	9	-	-	-	-	-	-
2	9	-	-	-	-	-	-
3	9	-	-	-	-	-	-
4	9	-	-	-	-	-	-
5	9	-	-	-	-	-	-

(注意) 1 必要事項をご記入のうえ、共済手帳を添えて林道共済支部にご提出ください。

2 被共済者の住所は現在住所をご記入ください。また、変更があった場合は被共済者氏名等変更票をご提出ください。

3 贈金加成手帳を更新する場合には、「証紙貼付満了による贈金加成手帳更新申請書」をご使用ください。

4 異動・独立等により役員報酬を受ける場合、当社は代役者になつた場合は被共済者として、制度を継続することは出来ませんので、林道共済支部にお申し出ください。

承認交付日付印

様式 第005号 R5

様式　り25号 ダウンロード専用紙		共済手帳返納届	
林業退職金共済事業本部　殿		令和　　年　　月　　日	
共済契約者番号　　り　　□　　□　　□　　□　　□　　□		今回返納人数　□　人　□　□　人	

申請書（共済契約者）	〒	□□□□ - □□□□	□振当番号 □役職・氏名 □電話番号 FAX番号
------------	---	-------------	---

（注）手帳返納者が4人以上の場合（返納数が複数枚にわたるときは、2枚目以降は契約者番号と枚数のみをご記入ください）。

下記の共済手帳を返納いたします。

手帳番号欄に記入して下さい。				返納の 手帳の 枚数	返納手帳の前納期対応状況		返納手帳の 手帳返納年月月 （※手帳の返納 期にすぎない）
7	6	5	4		返納手帳の 返納期以外 の返納 （※返納期以外 の返納）	返納手帳の 返納期以外 の返納 （※返納期以外 の返納）	
1	り	□	□				年　月
2	り	□	□				年　月
3	り	□	□				年　月
4	り	□	□				年　月
5	り	□	□				年　月

（注意） 1 共済手帳は被共済者ご本人が所持するものです。被共済者の行き先が不明な共済手帳を渡さない場合は、林退会でお預かりいたしますので、本書により、共済手帳の返納手続を行ってください。

2 返納される共済手帳について、必要事項をご記入ください。

支取額日付印

様式　り25号

- (1) 退職金は、林業従事者が事業所をやめて、その後林業で働かなくなったとき、または自分で事業を始めたときなどに、今までに貼られた「共済証紙」の日数分の合計が 24 月（17 日分を 1 ヶ月と換算します。）以上（ただし、死亡されたときは 12 月以上）あるときに請求することができます。退職金は、林業従事者に直接支払いますので、従事者が自分（従事者が死亡されたときはその遺族）で請求することになります。
- (2) 退職金を請求する時には、「退職金請求書」に所要事項を記入し、必要な証明を受けて、やめたときにもっていた「共済手帳」、「個人番号付き住民票」、「退職所得申告書」、「身元確認書類の写し」を添えて支部に提出するよう指導して下さい。

[illegible]

8 共済手帳を紛失したとき

共済手帳を紛失したときは、「共済手帳紛失届」（再発行申立を含む。）を記入し、支部に提出して再交付を受けて下さい。

様式リ19号

共 済 手 帳 紛 失 届 (再発行申立を含む)

令和 年 月 日

支部受付印

林業退職金共済事業本部 殿

申請者

郵便番号 ー

住 所

名称・代表者 氏

契約者番号

この度、共済手帳を紛失したのでお届けします。
なお、下記の被共済者の共済手帳を再発行して下さい。

記

被共済者(手帳番号)	再発行を求める者の氏名	備考
1	リ	
2	リ	
3	リ	
4	リ	
5	リ	
6	リ	
7	リ	
8	リ	
9	リ	

9 被共済者氏名などが変わったとき

氏 名
「被共済者 生年月日 変更（訂正）届」
住 所

を記入し、共済手帳を添えて支部に提出して下さい。

(様式リ21号)

被 共 済 者 氏 名 変 更 (訂 正) 届

令和 年 月 日

支部受付印

林業退職金共済事業本部 殿

郵便番号 □□□-□□□□

共済契約者 (事業主)

住 所

名 称

契約者番号

下記のとおり被共済者 氏 名 変 更 (訂 正) したので共済手帳を添えてお届けします。

生年月日 住 所

記

被共済者番号(手帳番号)

新	氏名	生年月日	性 別
1	リ	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 令和 年 月 日 生	

旧	氏名	生年月日	性 別
1	リ	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 令和 年 月 日 生	

(注) 本届は1部作成し、林退共支部に提出して下さい。
氏名変更・生年月日又は性別の訂正については、内容確認のため、必ずその事実を確認できる書類 (戸籍抄本(簿)、住民票(マイナンバー記載のもの)、運転免許証、年金手帳、健康保険証の写し(※)等を添付してください。
(※)健康保険被保険者証のコピーの際は、記号・番号が読み取れないようにマスキングをしてください。
(氏名を変更したときは、必ず旧名と新名が確認できる書類を添付してください。)
共済手帳の記載を訂正いたしますので、共済手帳を添付してください。

10 共済契約者証を紛失したとき

「共済契約者証紛失届（再発行申立を含む）」を記入し、支部に提出して再発行を受けて下さい。

様式 115 号

共済契約者証紛失届（再発行申立を含む）

令和 年 月 日

支那受付印

林業退職金共済事業本部 殿

共済契約者
(事業主)

郵便番号

住所

(フリガナ) 名 称

契約者番号

この度、共済契約者証を紛失したのでお届けします。
なお、下記枚数を再発行してください。

記

共済契約者証 _____ 枚

11 事業所の所在地や名称が変わったとき

「共済契約者住所・名称・代表者変更届」を記入し、必ず「共済契約者証」を添えて支部に提出して下さい。

様式 第 14 号
ダウンロード専用紙

共済契約者 住所 変更届
名称・代表者

令和 年 月 日

林業退職金共済事業本部 殿

共済契約者番号

〒

ご担当部署
役職・氏名
電話番号
FAX番号

(注) 変更後の共済契約者名等にてお届け下さい。

下記のとおり 住所 名称・代表者 が変更となったので共済契約者証を添えてお届けします。

記

新・旧欄には、変更した箇所のみ記入して下さい。

新	住所	〒	
	フリガナ		
	名 称		
	フリガナ		電話番号
旧	住所	〒	
	フリガナ		
	名 称		
	フリガナ		電話番号
代表者名		FAX番号	

共済契約者証交付希望枚数 _____ 枚

(注) 1 住所、名称、代表者の変更の場合は、変更の事実が確認できる書類(登記簿の写し等)を添付してください。なお、電話・FAX番号のみの変更の場合は添付は必要ございません。
2 住所、名称の変更の場合は、必ず共済契約者証を添付してください。
3 名称、代表者の変更の場合は、上記フリガナ欄も必ずご記入ください。
4 昇格・独立等により役員報酬を受ける役員、または代表者になったときは被共済者として制度を継続することは出来ませんので、林退共支部にお申し出ください。

様式 第 14 号

支那受付目付印

12 事業所が林業をやめたとき

倒産・廃業等により林業を営む事業主でなくなったときは、「林業退職金共済契約解除申請書(兼)中小企業者でなくなった届」を記入し、必ず「共済契約者証」を添えて支部に提出して下さい。林業従事者が他の林業の事業所に雇われた場合は、林業で働いている限り、全部の期間が通算されますし、林業従事者が退職金の支給を希望する場合は、7 の手続きによって支給されますので、その旨林業従事者に周知して下さい。従って、事業所で保管している手帳がある場合は、必ずその林業従事者に渡して下さい。

様式 第 16 号
ダウンロード専用用紙

林業退職金共済契約解除申請書 (兼)中小企業者でなくなった届

令和 年 月 日

林業退職金共済事業本部 殿

共済契約者番号 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

申請者(共済契約者) 住所 〒 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

氏名(氏名) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

電話番号 () 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

代理人 住所 〒 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

氏名(氏名) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

電話番号 () 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

林業退職金共済契約を下記事由により「共済契約者証」を添えて解除申請いたします。

該当する申請事由欄に○を付けて、必要事項をご記入ください。

(注 1) 申請事由が4で、事業譲渡先等が林退共の共済契約者である場合、その事業所の共済契約者番号、共済契約者名をご記入下さい。

(注 2) 申請事由6の中小企業者でない事業主とは、個人経営の事業主については、常時雇用する従業員数が300人以上、法人である事業主については、常時雇用する従業員数が300人以上、かつ、資本金額又は出資総額が3億円以上ある企業となります。

申 請 事 由	提 出 書 類
1. 解散・倒産・廃業となった	代理人による申請の場合のみ 共済契約者との関係証明する書類(労働組合、就業契約書等)
2. 被共済者同意 (他の退職金制度へ切り替えたなど)	被共済者3/4以上の同意書(様式第16-2号)
3. 掛金納付の継続が困難となった	掛金の納付を継続することが著しく困難であることの厚生労働大臣の認定書

申 請 事 由	共済契約者番号	共済契約者名
4. 合併・事業譲渡のため	—	TEL ()
5. 共済契約者番号が重複しているため	—	

申 請 事 由	
6. 中小企業者でなくなったため	

様式 第 16 号

13 発注官公庁等から掛金収納書の提出を求められたとき

発注官公庁等の林業事業を請け負い、その事業について共済証紙の購入状況を確認するため、掛金収納書の提出を求められた場合は、金融機関で発行した掛金収納書のうち一枚(契約者が発注者へ)に発注者名、請負事業名を記入して当該発注機関に提出して下さい。

様式 3111
(取扱店→契約者)

林 業 掛 金 収 納 書

(契約者が発注者へ)

金融機関コード 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

共 済 契 約 者 番 号 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

契 約 者 氏 名 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 殿
(法人または事業主名)

この収納書は請負業者が発注者(官公庁等)に提出するものです。

証紙枚数	1 日 券	枚	1 枚当りの販売価額	金 額	円
	10 日 券	枚	1 枚当りの販売価額	金 額	円
				合 計 金 額	円

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

契約者記入欄

発 注 者 名	請 負 事 業 名

取扱い金融機関名・印字

共済証紙取扱金融機関一覧表

令和 3 年 10 月 1 日 現在

都 道 府 県 名	銀 行 名
北 海 道	北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行
青 森	青森銀行、みちのく銀行
岩 手	岩手銀行、東北銀行
宮 城	七十七銀行
秋 田	秋田銀行、北都銀行
山 形	荘内銀行、山形銀行
福 島	東邦銀行
茨 城	常陽銀行、筑波銀行
栃 木	足利銀行
群 馬	群馬銀行
埼 玉	武蔵野銀行、埼玉りそな銀行
千 葉	千葉銀行
東 京	三井住友銀行
神 奈 川	横浜銀行
新 潟	第四北越銀行
富 山	北陸銀行
石 川	北國銀行
福 井	福井銀行
山 梨	山梨中央銀行
長 野	八十二銀行
岐 阜	大垣共立銀行、十六銀行
静 岡	静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行
愛 知	大垣共立銀行、三菱UFJ銀行
三 重	百五銀行
滋 賀	滋賀銀行
京 都	京都銀行
大 阪	池田泉州銀行
兵 庫	但馬銀行、三井住友銀行、みなと銀行
奈 良	南都銀行
和 歌 山	紀陽銀行
鳥 取	山陰合同銀行
島 根	山陰合同銀行
岡 山	中国銀行
広 島	広島銀行
山 口	山口銀行
徳 島	阿波銀行
香 川	百十四銀行
愛 媛	伊予銀行
高 知	四国銀行
福 岡	福岡銀行
佐 賀	佐賀銀行
長 崎	十八親和銀行
熊 本	肥後銀行
大 分	大分銀行
宮 崎	宮崎銀行
鹿 児 島	鹿児島銀行
沖 縄	琉球銀行、沖縄銀行
備 考	注1. 「共済証紙」販売の取扱店は、上記の本支店の中から指定されております。 2. 農林中央金庫の取扱店舗につきましてはお近くの農林中央金庫の本・支店にご確認願います。

林 退 共 支 部 一 覧

番号	支部名	郵便番号	住所	電話番号
51	北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西5-1(林業会館内)	011(251)0683
52	青森県	030-0813	青森市松原1-16-25(青森県森林組合会館内)	017(723)2657-9
53	岩手県	020-0021	盛岡市中央通3-15-17(岩手県森林組合会館内)	019(654)4411
54	宮城県	980-0011	仙台市青葉区上杉2-4-46(宮城県森林組合会館内)	022(225)5991-5
55	秋田県	010-0931	秋田市川元山下町8-28(秋田県森林組合会館内)	018(866)7421
56	山形県	990-2339	山形市成沢西4-9-32	023(688)8100
57	福島県	960-8043	福島市中町5-18(福島県林業会館内)	024(523)0255
58	茨城県	319-2205	常陸大宮市宮の郷2153-23	0294(70)3620
59	栃木県	320-0046	宇都宮市西一の沢町8-22(栃木林業会館内)	028(637)1450
60	群馬県	379-2153	前橋市上大島町182-20(県森連会館内)	027(261)0615
61	埼玉県	368-0042	秩父市東町 29-20 埼玉県秩父地方庁舎3階(埼玉県林材会館内)	049(426)6105
62	千葉県	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7(千葉県森林会館内)	043(227)8231-4
63	東京都	190-0182	西多摩郡日の出町平井2759(東京都森林組合)	042(588)7963
64	神奈川県	259-1332	秦野市菖蒲317(神奈川県森林組合連合会)	0463(88)6767
65	新潟県	950-0072	新潟市中央区竜ヶ島1-7-13(新潟県木材会館内)	025(245)0733
66	富山県	930-2226	富山市八町6931(林産物流通センター内)	076(434)1750
67	石川県	920-0209	金沢市東蚊爪町1-23-1	076(237)0121
68	福井県	918-8016	福井市江端町20-1(福井県林業総合センター内)	0776(38)0345
69	山梨県	409-3811	中央市極楽寺1214	055(273)0511
70	長野県	380-0936	長野市岡田町30-16(長野県林業センター内)	026(225)6080
71	岐阜県	500-8356	岐阜市六条江東2-5-6(ぎふ森林文化センター内)	058(271)9941
72	静岡県	420-0853	静岡市葵区追手町9-6(静岡県庁西館内9階)	054(253)0195
73	愛知県	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-16(愛知県林業会館内)	052(961)9156
74	三重県	514-0003	津市桜橋1-104(三重県林業会館内)	059(227)7355
75	滋賀県	520-2144	大津市大萱4-17-30(滋賀県林業会館内)	077(572)6798
76	京都府	604-8424	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123	075(821)9277
77	大阪府	569-1051	大阪府高槻市原1052-1	072(698)0950
78	兵庫県	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18(林業会館内)	078(341)5082
79	奈良県	630-8253	奈良市内侍原町6-1(奈良県林業会館内)	0742(26)0541
80	和歌山県	640-8281	和歌山市湊通丁南4-18(和歌山県林業会館内)	073(424)4351
81	鳥取県	680-0947	鳥取市湖山町西2-413	0857(28)0121-3
82	島根県	690-0886	松江市母衣町55(島根県林業会館内)	0852(21)6247
83	岡山県	701-1202	岡山市北区櫛津491-1(岡山県森林組合連合会)	086(236)6530
84	広島県	730-0017	広島市中区鉄砲町4-1広島県土地改良会館三階(広島県森林組合連合会)	082(228)5111
85	山口県	753-0048	山口市駅通り2-4-17(山口県林業会館内)	083(922)1955-7
86	徳島県	770-8008	徳島市西新浜町2-3-102徳島県森林組合連合会内(徳島県森林組合連合会)	088(676)2200
87	香川県	760-0008	高松市中野町23-2	087(861)4352
88	愛媛県	790-0003	松山市三番町4-4-1(愛媛県林業会館内)	089(941)0164
89	高知県	783-0055	高知市南国市双葉台7-1(高知県森林組合連合会)	088(855)7050
90	福岡県	810-0001	福岡市中央区天神3-10-25フォレストドルフ3階(福岡県森林組合連合会)	092(712)2171-4
91	佐賀県	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278-4(佐賀県森林会館内)	0952(23)4191
92	長崎県	854-0063	長崎県諫早市貝津町1122-6	0957(27)1755
93	熊本県	861-8041	熊本市東区戸島2-3-35(熊本県森林組合連合会)	096(285)8688
94	大分県	870-0846	大分市花園2-6-51大分県林業会館内(大分県森林組合連合会)	097(545)3500
95	宮崎県	880-0001	宮崎市橋通西2-2-2(宮崎県森林組合連合会)	0985(25)5133
96	鹿児島県	892-0816	鹿児島市山下町9-15(鹿児島県林業会館内)	099(226)9471-9
97	沖縄県	901-1101	島尻郡南風原町字大名95-1	098(888)0676